

北空知衛生センター組合会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則

令和2年3月11日
組合規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、北空知衛生センター組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、深川市会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則（令和2年深川市規則第2号。以下「勤務時間等規則」という。）を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は令和2年4月1日から施行する。
(年次有給休暇の付与に係る勤務年数の特例)
- 2 この規則の施行日の前日において北空知衛生センター組合非常勤職員取扱規則（平成31年組合規則第4号）の規定に基づいて任用されていた者に係る勤務年数については、第2条にて準用する勤務時間等規則第9条に規定する年次有給休暇の付与に係る勤務年数に通算するものとする。